

車両専用保険 バイク

ご契約に関する重要事項説明書

本書面には、ご契約について重要な事項が記載されていますので、内容を十分ご確認ください。

なお、実際のお取り扱い、ご契約いただく商品や契約内容によって異なりますので、詳細は保険契約申込書（当社ウェブサイトでお申し込みいただく場合は保険申込画面をいいます。以下同様。）、保険証券（契約完了後、当社より別途郵送される、はがき記載のURL・PWを通じてウェブサイトでご確認いただけるeco証券を含みます。以下同様。）などにてご確認ください。

- ・本書面の記載内容は、保険契約者（加入される方）だけでなく、被保険者（保険の補償を受けられる方）も確認くださいますようお願いいたします。
- ・契約内容の詳細を記載した「ご契約のしおり（普通保険約款・特約事項）」は当社ホームページからご覧いただけます。

契約概要

詳細は「ご契約のしおり」をご覧ください。

- ・ご契約に際してご確認ください事項をこの「契約概要」に記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。
- ・本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご不明な点については当社までお問い合わせください。
- ・お客様にとって特にご確認ください事項には★印をつけていますので、必ずご確認ください。

①商品の仕組み

- ・「車両専用保険」は、「普通保険約款」に「車両全損特約」「車両半損特約」「車両盗難特約」「車両水災特約」といった補償内容を設定する特約がセットされた保険商品です。

車両専用保険
普通保険約款



補償内容を設定する特約

- ・車両全損特約
- ・車両半損特約
- ・車両盗難特約
- ・車両水災特約

- ・補償の対象となるバイクは、被保険者が所有するバイクとします。
- ★ バイクの範囲には、保険証券記載のバイクおよびそのバイクに定着または装備された自動車用電子航法装置（カーナビゲーションシステム）、ETC車載器などの付属品を含みます。ただし、以下のものは含みません。
 - (1) 燃料、ポディーカバーおよび洗車用品
 - (2) 法令により定着または装備することを禁止されているもの
 - (3) 通常装飾品とみなされる物

②保険金のお支払いについて

- ・保険金をお支払いする場合は付帯される特約により設定されます。特約の概要については「③主な特約およびその概要」をご確認ください。
※詳細は「ご契約のしおり」にてご確認ください。

③主な特約およびその概要

- ・付帯できる特約の主なものは以下のとおりです。

■車両全損特約

- ・衝突・接触などの事故によりバイクが全損になった場合に保険金をお支払いします。
※全損とは、バイクの損害を修理することができない場合または修理費が協定保険価額の80%を超える場合をいいます。
※交通事故証明書が発行される事故に限ります。

■車両半損特約

- ・衝突・接触などの事故によりバイクが半損になった場合に保険金をお支払いします。
※半損とは、バイクの修理費が協定保険価額の50%を超えて80%以内の場合をいいます。
※交通事故証明書が発行される事故に限ります。
※車両半損特約を付帯する場合は、車両全損特約もあわせて付帯する必要があります。

■車両盗難特約

- ・バイクが盗まれた場合や盗難による損壊などが原因でバイクが全損になった場合に保険金をお支払いします。
※全損とは、バイクの損害を修理することができない場合または修理費が協定保険価額の80%を超える場合をいいます。
※盗難の被害届が所轄警察署にて受理されることが必要です。

■車両水災特約

- ・台風、暴風雨、豪雨等を原因とする洪水・高潮・土砂崩れ等による水災が原因でバイクが全損になった場合に保険金をお支払いします。
※全損とは、バイクの損害を修理することができない場合または修理費が協定保険価額の80%を超える場合をいいます。
※以下を原因とする損害は対象外です。
 - ・地震を原因とする土砂崩れ
 - ・津波
 - ・台風、暴風雨等による飛来物
 - ・冠水した道路に自ら入って行った場合

■複数契約特約

- ・一の被保険者について複数の保険契約を引き受けることができます。

<保険料の払い方に関する特約>

■クレジットカードによる保険料支払に関する特約

- ・クレジットカードを利用して保険料を支払うことができます。

■クレジットカードによる更新契約の初回保険料の払込みに関する特約

- ・更新契約の初回保険料をクレジットカードで払い込む場合に払込猶予期間が適用されます。

※付帯できる特約の種類は、商品や契約内容によって異なります。実際に付帯できる特約については、保険契約申込書にてご確認ください。

④保険期間

- ・保険期間は1年です。実際にお客様がご契約される保険期間については、保険契約申込書・保険証券などをご確認ください。

⑤保険金額の決め方（引受条件）

- ・当社と保険契約者または被保険者が協定したご契約のバイクの価額（＝協定保険価額）を保険金額とします。
- ★・一時に多くの保険金の支払いが発生し、保険金支払いのための財源が不足することにより当社の収支状況に著しく影響を及ぼす場合には、当社の定めるところにより保険金を削減することがあります。

⑥保険料について

- ・保険料は、保険金額および加入プラン（セットされる特約）によって決定されます。
※実際にお支払いいただく保険料については、保険契約申込書にてご確認ください。
- ※事故発生時には、当社より申告内容の確認があります。万一、不実の申告に基づく加入が確認された際には、保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。
- ★・当社の保険料の計算基礎が変動し、当社の収支状況に著しく影響を及

ぼしたことにより保険料の増額または保険金額の減額が必要と当社が認めるときは、当社の定めるところにより保険料の増額または保険金額の減額をすることがあります。

⑦保険料の払込方法について

- ・保険料の払込方法は一括払または分割払となります。
- ・分割払の場合は当社所定の割増率が適用されます。

⑧満期返戻金・契約者配当金について

- ・この保険には、満期返戻金・契約者配当金はありません。

⑨解約返戻金の有無

- ・保険期間の途中にご解約を希望される場合は当社までご連絡ください。なお、解約に際してはご契約の保険期間のうち未経過期間の保険料を解約返戻金としてお支払いします。ただし、未経過期間によっては解約返戻金が発生しない場合があります。
- ・保険料の払込方法が分割払の場合は解約返戻金が発生しません。

特に重要なお知らせ （注意喚起情報）

詳細は「ご契約のしおり」をご覧ください。

- ・ご契約に際して保険契約者にとって不利益となる事項や特にご注意ください。ご契約前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。
- ・本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご不明な点については当社までお問い合わせください。
- ・お客様にとって特に不利益になる場合がある事項には★印をつけていますので、必ずご確認ください。

①クーリング・オフ(ご契約お申し込みの撤回など)について

- ・この保険は、保険期間が1年であるため、関係法令に基づくクーリング・オフ適用の対象となりません。

②ご契約締結時における注意事項(告知義務)について

- ★・保険契約申込書の記載事項については正しく記載してください。保険契約申込書の記載事項が事実と異なっている場合には、保険金をお支払いできないことやご契約を解除させていただくことがあります。
- ・告知事項の主なものは次のとおりです。
 - (1) 保険契約者名および生年月日、性別
 - (2) 被保険者名および生年月日、性別
 - (3) 他の保険契約の有無
 - (4) バイクの車台番号または登録番号

③ご契約締結後における注意事項(通知義務)について

- ★・ご契約後に契約内容に変更が生じた場合は、遅滞なく当社までご通知ください。ご通知がないと、変更後に生じた損害については保険金をお支払いできない場合があります。
- ・通知事項の主なものは次のとおりです。
 - (1) 他の保険契約を締結したこと
 - (2) 「告知事項」の内容に変更を生じさせる事実が発生したこと

④責任開始日

- ・当社の保険契約上の責任は、保険証券に記載された保険期間の開始日時に始まり、保険期間満了日の24時に終了します。
- ・保険料は、保険期間開始日時までに当社（取扱代理店を含みます。）に払い込んでください。当社は、保険料を領収する前に生じた事故による損害に対しては、保険金をお支払いしません。

⑤保険金をお支払いできない主な場合

- ★・当社は以下の各号のいずれかによって生じた損害に対しては、すべての保険金を支払いません。
 - (1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者などの故意または重大な過失
 - (2) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - (3) 放射性物質または放射性物質に汚染された物の放射性、爆発性、その他の特性による事故
 - (4) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波※ここでは主な場合のみを記載しています。保険金をお支払いできない場合は付帯される特約によって異なりますので、詳細については「ご契約のしおり」をご確認ください。

⑥保険料の払込猶予期間および失効について

- ・保険料の払込猶予期間はありません。保険料は責任開始日時までに払い込んでください。（注）
- ・次の各号のいずれかに該当する場合には、ご契約は失効とします。
 - (1) 被保険車両の全部が消滅したとき
 - (2) 被保険車両の全部を譲渡したとき（保険契約者が、この保険契約の権利および義務を譲受人に譲渡することを当社に書面または電磁的方法等により通知して、当社がこれを承認したときを除きます。）（注）「クレジットカードによる更新契約の初回保険料の払込みに関する特約」が付帯されるご契約では、保険料は所定の払込期日までに払い込んでください。また「保険料一般分割払特約」が付帯されたご契約では、2回目以降の保険料が保険料払込期日の属する翌々月末日までに払い込まれなかった場合、ご契約は失効します。

⑦保険契約の更新について

- ・以下の各号のすべてに該当した場合に、保険期間満了日の翌日を更新日として更新されます。
 - (1) 保険期間満了日の1か月前までに、当社から保険契約者に更新の案内を行った際、保険契約者から当社に保険契約を更新しない旨の通知がないこと
 - (2) 保険契約者の意思の表示として更新される保険契約の保険料が当社に払い込まれること
- ★・この保険の収支を検証して、保険料の計算基礎を変更する必要がある場合は、当社が定めるところにより、計算基礎を変更して保険料を増額し、または保険金額を減額することがあります。
- ★・この保険の収支を検証して、不採算となり、更新契約の引き受けが困難となった場合は、当社の定めるところにより、更新契約を引き受けられないことがあります。

⑧引き受けできる保険契約の範囲

- ★ 少額短期保険業者は、保険業法および関係法令の定めにより保険期間が1年または2年であって、一の被保険者について保険金額が1,000万円（低発生率事故に関する保険については別途1,000万円）以下の保険のみ引き受けを行うことができるものとされています。

⑨被保険者数の制限および引受保険金額の上限

- ★ 保険業法および関係法令の規定により、当社では同一の保険契約者については、上限総保険金額から算出した被保険者数が限度となります。

- ★ 保険業法および関係法令の規定により、当社では同一の被保険者に関する引受金額に上限を設けております。引受上限を超えた保険契約は無効となりますのでご注意ください。（※）

※この保険契約には「複数契約特約」が付帯されるため、当社は、同一の被保険者について複数の保険契約を引き受けすることができます。その引受限度額は、各々の保険契約の保険金額を合算して一の被保険者あたり3,000万円（低発生率事故に関する保険については別途3,000万円）までとなります。

ただし、次の点にご確認ください。

- ①同一建物内および隣接する建物内に複数の車両を所有する場合は、複数の契約を引き受けません。（ただし、保険金額を合算して1,000万円を超えない場合はこの限りではありません。）
- ②同一の被保険者について、各々の保険契約の保険金額を合算して3,000万円（低発生率事故に関する保険については別途3,000万円）を超過して、保険契約を引き受けすることができません。
- ③同一の事故に対して複数の保険契約から保険金が支払われる場合であっても、その事故に対してお支払いできる保険金の限度額は1,000万円（低発生率事故に関する保険については別途1,000万円）です。
- ④同一の被保険者について、各々の保険契約の保険契約者が相違する場合は、保険金額を合算して1,000万円（低発生率事故に関する保険については別途1,000万円）を超過して保険契約を引き受けすることができません。


⑩保険契約者保護機構について

- ★ 当社は保険会社が加盟する「保険契約者保護機構」の会員ではありません。同機構の行う資金援助などの措置の適用はなく、保険業法第270条の3（保険契約の移転等における資金援助）第2項第1号に規定する同機構の補償対象契約に該当しません。ただし、当社は責任準備金を十分に積み立て、さらに再保険契約を締結することにより将来の支払いに備えるなど、長期的な視点で安定した事業運営を行っております。

⑪裁判外紛争解決手続きについて

- ・当社との間で問題解決できない場合は、当社が加盟する次の「指定紛争解決機関」をご利用いただけます。

一般社団法人日本少額短期保険協会
「少額短期ほけん相談室」

 0120-82-1144

【平日 9:00-12:00 13:00-17:00】

（土日祝日および年末年始休業期間を除く）

⑫支払時情報交換制度

- ・当社は、保険金などのお支払い、または保険契約の締結および解除、取り消しに関する判断の参考とすることを目的として、一般社団法人日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および特定の損害保険会社と保険契約に関する所定の情報を相互照会しています。

- ※「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険業者などの社名につきましては、一般社団法人日本少額短期保険協会ホームページをご参照ください。

<https://www.shougakutanki.jp/>

⑬補償重複について

- ・補償内容が同様の保険契約がほかにあると、補償の一部または完全重複が生じることがあります。つきましては、他のご契約との補償内容の差異や保険金額などを十分ご確認ください。ご契約ください。

- ★ 補償が重複すると、その補償・特約の対象となる事故について、いずれかの保険契約からは保険金が支払われない場合があります。

【ご注意】

補償内容が同種の保険契約の解約、または契約内容の変更をされる際には、補償内容に過不足が生じないか、ご確認ください。ご確認されることをおすすめします。

⑭個人情報の取り扱いについて

- ・この保険契約に関する個人情報は、当社が保険契約の引き受け、保険契約の履行（保険金のお支払いなど）のために利用するほか、当社およびSBIグループ企業が各種商品・サービスの案内・提供等のために利用することがあります。また、上記利用目的の達成に必要な範囲内で、ご提供いただいた個人情報を第三者（再保険会社・業務委託先など）に対して提供することがあります。

個人情報の利用目的および詳細については、当社ホームページをご参照ください。▶ <https://www.n-ssi.co.jp>

ご確認くださいませましたでしょうか？

- ・ ご不明な点などございましたら、下記フリーダイヤルまでお気軽にお問い合わせください。
- ・ ご契約後1か月経過しても契約完了はがきが届かない場合は、お手数ですが当社までお申出ください。

事故受付センター

万一、事故にあわれた場合は、下記フリーダイヤルまでご連絡ください。

 0120-308-838 24時間365日対応

異動解約センター

ご解約やご住所の変更などは、下記フリーダイヤルまでご連絡ください。

 0120-071-161 受付時間 / 平日(月～金) 9:00-17:00
(土・日・祝日・年末年始はお休みをいただいております。)

カスタマーセンター

保険契約に関するお問い合わせは、下記フリーダイヤルまでご連絡ください。

 0120-080-828 受付時間 / 全日 9:00-17:00
(年末年始はお休みをいただいております。)

引受少額短期保険業者 **SBI日本少額短期保険株式会社**

〒530-0011 大阪市北区大深町3-1 グランフロント大阪 タワーB 13F

<https://www.n-ssi.co.jp>

JYU026-B-2302
2022-041-004(2211)